



自転車の交通違反に「青切符」が導入されます!

4月1日[※]から自転車の交通違反に対し、青切符が導入されます。これにより、違反行為をした場合、反則金の納付が求められるようになります。車両の運転手としての自覚と責任を持ち、今まで以上に交通ルールをしっかりと守りましょう。

取締りの対象年齢は16歳以上、対象となる違反行為は113種類あります。青切符の主な対象違反行為と反則金額は以下のとおりです。

主な対象違反行為



信号無視

6,000円



携帯電話の使用など(保持)

12,000円



一時不停止

5,000円



遮断踏切立入り

7,000円



傘差し運転、イヤホン使用などの公安委員会遵守事項違反

5,000円



並進

3,000円



無灯火

5,000円



二人乗り

3,000円



右側通行(通行区分違反)

6,000円

なお、酒酔い運転や妨害運転などの**悪質で危険性の高い違反行為**については、交通反則通告制度の対象外となり、これまでどおり**赤切符**を受け**刑事手続き**となります。

自転車安全利用五則を再確認しましょう

自転車は「車」の仲間です。交通ルールを守り、安全運転を徹底するために、自転車安全利用五則を必ず守りましょう。



1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。

- 自転車は、原則として車道の左端を通行しなければなりません。
- 歩道を通行できるのは、例外的な場合*のみで、その時も車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

* 道路標識、標示で指定されている。

- ・ 運転者が高齢者(70歳以上)・子ども(13歳未満)、身体に障がいのある者など。
- ・ 車道を通行するのが危険な道路。
- ・ 駐車車両や道路工事により車道を通行することが困難。
- ・ 特定の自転車専用通行帯が設けられている。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号機のある交差点では、自動車と同じように信号を守りましょう。
- 「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止し、左右の安全確認を徹底しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は前照灯(ライト)と尾灯(または反射板)を点けなければなりません。



4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転することは厳しく禁止されています。



5 ヘルメットを着用

運転者には、乗車用ヘルメットを着用するよう努力義務が課せられています(全年齢対象)。



交通安全のために

青切符導入は、ルールを守らない悪質な自転車利用者への対策強化です。この機会に自転車の交通ルールを見直し、安全で快適な自転車利用を心がけましょう。



警察庁
「自転車ポータルサイト」

令和7年度自転車用ヘルメット購入補助金

愛知県内では、令和6年中に自転車乗車中の交通事故で亡くなった人の内、ヘルメット非着用者の63.6%が主に頭部の損傷により亡くなっています。ヘルメットを正しく着用すれば頭部損傷による死者の割合は、およそ4分の1に低減するといわれています。町では、ヘルメットを着用して大切な命を守るため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助しています。詳しくは、町ホームページをご確認ください。



▲町ホームページはこちら

ヘルメットをかぶりましょう!



問合せ 防災安全課 交通防犯グループ ☎63-5148 (内線 371) FAX63-5139
岡崎警察署 交通課交通総務係 ☎(0564)58-0110